

## 福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和3年7月30日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

1 日 時 令和3年7月30日（金） 午後1時28分より  
午後2時30分まで

2 場 所 福島市杉妻町3番45号 杉妻会館4階「牡丹」

3 出席者 出席保険者 39 保険者  
委任状提出の保険者 23 保険者  
事務局 14名  
計 76名

### 4 会議の目的事項

#### [報告事項]

報告第1号 令和2年度補正予算の専決処分について

報告第2号 令和3年度補正予算の専決処分について

#### [議決事項]

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

1 一 般 会 計

2 診療報酬審査支払特別会計

A 業 務 勘 定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

A 業 務 勘 定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

4 国保基金特別会計

5 介護保険事業関係業務特別会計

A 業 務 勘 定（介護）

- B 介護給付費等支払勘定
- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
  - A 業務勘定（障害者総合支援）
  - B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
  - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
  - B 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和2年度末財産目録

◎ 監査結果の報告

- 議案第3号 令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第4号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- A 業務勘定
  - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 議案第5号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第6号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（介護）
- 議案第7号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第8号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第9号 令和3年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第10号 役員の補欠選任について

[その他]

国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請について

## 5 会議の状況と顛末

### (1) 開 会 （午後1時28分）

石森副会長（玉川村長）が次のとおり開会のことばを述べた。

皆さん、こんにちは。大変御苦勞様でございます。ただいまから福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

### (2) 挨拶

三保会長（二本松市長）が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり挨拶を行った。

皆さん、こんにちは。7月より国保連合会の会長に就任いたしました、二本松市長の三保恵一でございます。国保保険者の代表として、精一杯職務に努めてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、通常総会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

皆様方には、何かと御多用のところにもかかわらず本日の通常総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。本日は直近の情勢について、2点お話を申し上げ、御挨拶といたします。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症について」でございます。

政府は、去る7月12日より、新型コロナの感染症の拡大が続く東京都に対しまして4度目の緊急事態宣言を発出しました。

全国的にも感染状況は再拡大の傾向にあります。昨日は、全国で1万人を突破しました。福島県内においても本日は、87人の感染者の発表があったところであり、またステージ4と極めて厳しい状況になってきているところでございます。

こうした状況の中、感染拡大終息の決め手でもあるワクチン接種は、各自治体における接種に加え職域接種についても始まり、今後は高齢者以外の64歳以下の接種も進められ、国民に対しても接種が加速することが期待されております。これら新型コロナワクチン接種費用の請求支払業務については、国の要請に基づきまして全国の国保連合会がその一部を担っております。

このように、国保連合会は社会保障制度の一翼を担う団体として非常に重要な役割を求められておりますことから、本会といたしましても、診療報酬審査支払などの従来業務に加え、これら新型コロナ対策についても、引き続き関係機関と連携し、全力で取り組んでいく所存でございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

2点目は、「審査支払業務改革について」でございます。

国は、令和元年6月に閣議決定した「規制改革実施計画」に基づく支払基金及び国保連合会の「審査支払機能改革」の具体的方針について検討するため、「審査支払機能の在り方に関する検討会」を開催し、本年3月に報告書がまとめられたところでございます。

報告書では、特に支払基金システムとの共有化・整合化を図ることが求められたことから、令和6年度に予定している国保業務の基幹システムである「国保総合システム」の更改費用が、

大幅に増加する見込みとなっております。

これらのことから、国保中央会及び全国の国保連合会では、国保保険者に更なる財政負担を求めることのないよう、全国的に予算獲得運動を展開しているところであります。

本会といたしましても、今月開催いたしました本会理事会の決定を受けまして、県選出国会議員への国庫補助獲得に向けた要請運動を実施いたしましたので、後程御報告させていただきます。

なお、これらの運動は引き続き実施して参りますので、皆様の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の通常総会は、令和2年度の事業報告並びに決算、そして役員の補欠選任など、協議案件が多数ございますので、慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、皆様方の御健康とお幸せを心からお祈り申し上げて、開会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございます。

### (3) 祝辞紹介

司会より通常総会に際し、衆議院議員 上杉謙太郎氏より祝辞をいただいている旨報告した。

### (4) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数	62 保険者
出席者保険者数	39 保険者
委任状提出保険者数	23 保険者

### (5) 議長選出

司会が、議長選出については慣例により事務局から推薦申し上げ承認を得たいと諮ったところ、異議なく了承され、川俣町長 藤原一二氏をお願いした。

### (6) 議 事

議長が登壇し議事に入った。なお、議事録署名人については、国保連合会の規約により議長が署名することとなっているので御了承願いたいと述べた。

#### [報告事項]

報告第1号 令和2年度補正予算の専決処分について

報告第2号 令和3年度補正予算の専決処分について

ア. 議長が報告第1号及び報告第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が報告第1号及び報告第2号について次のとおり説明を行った。

私から報告第1号及び報告第2号について一括して御説明をいたします。

議案書1ページをお開き願います。報告第1号は令和2年度補正予算の専決処分についてでございます。

国民健康保険法第 86 条をもって準用する第 25 条第 2 項の規定により、下記の日付をもって、専決処分を行いましたので御報告いたします。

補正を行いましたのは、1 の職員退職金特別会計及び 2 の診療報酬審査支払特別会計の合計 2 会計でございます。

(1) の専決処分の理由といたしまして、まずア、定年前退職者 1 名の退職金支給の増に伴い、予算現額が不足したことから予算を至急補正する必要が生じたため。次にイ、国の通知により、令和 2 年度中に新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払事務を行うシステム構築等費用、こちら国庫補助金となりますが、こちらの受け入れ、業者等へ支払いを行う必要があり、予算を至急補正する必要が生じたためでございます。

(2) の専決処分年月日は令和 3 年 3 月 31 日。同月 19 日開催の書面表決理事会の議決にて、処分をいたしました。

次に 2 ページから 9 ページには、補正予算の内容といたしまして書面表決理事会への提出議案を載せてございます。説明は省略をさせていただきますので、御了承を願います。

続きまして、11 ページをお開き願います。

続きまして報告第 2 号は、令和 3 年度補正予算の専決処分についてでございます。

補正を行いましたのは、1 の診療報酬審査支払特別会計でございます。

(1) の専決処分の理由といたしまして、国の通知により、令和 3 年 4 月から開始する新型コロナウイルスワクチン接種の請求支払事務に伴い、予算を至急補正する必要が生じたためでございます。

(2) の専決処分年月日は、令和 3 年 3 月 31 日。同じく 3 月 19 日開催の書面表決理事会の議決にて処分をしてございます。

次に 12 ページから 18 ページには、書面表決理事会への提出議案を載せてございます。説明は省略をさせていただきます。

以上、報告第 1 号及び報告第 2 号について御説明をいたしました。

ウ。議長が報告第 1 号及び報告第 2 号については、事務局報告のとおり了承願いたいと述べた。

#### [議決事項]

議案第 1 号 令和 2 年度事業報告について

議案第 2 号 令和 2 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア。議長が議案第 1 号及び議案第 2 号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ。事務局長が議案第 1 号について次のとおり説明を行った。

それでは、議案第 1 号「令和 2 年度 事業報告」について御説明申し上げます。

議案書の 20 ページを御覧ください。初めに、第 1 の一般状況でございます。

1 の役員につきましては、前会長の退任に伴いまして、令和 3 年 3 月 31 日時点での状況は、記載のとおりでございます。

2 の事務局体制でございますが、保険者業務に係る支援強化及び本会事務の効率化を目的に、新たに保険者支援課、保健事業課、システム管理課を設け業務を実施いたしております。

3の機関会議でございますが、総会、理事会、監事会を20ページ下段から22ページに記載のとおり開催いたしております。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、機関会議を始め、各課の説明会等について、書面開催等の対応をさせていただいております。

23ページを御覧ください。次に、本会主業務であります、4の審査支払の状況でございます。

(1)の国民健康保険の審査の決定件数は約669万件でございます、イの医療機関等への支払額は、約1,281億円となり、対前年比96.25%でございます。

また、(2)の後期高齢者医療の決定件数は、約803万件、医療機関への支払額は約2,234億円となり、対前年比96.75%でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、医療機関への受診が控えられた影響を受け、国保・後期医療の件数・支払額とも、昨年度より減少しております。

(3)の介護給付費、(4)の障害介護給付費等の支払額につきましては、記載のとおりでございます。コロナ禍ではございましたが、それぞれの支払額は前年度より増加しており、介護においては国保の支払額を超える状況となっております。

(5)の特定健診・特定保健指導費用につきましては、やはり、新型コロナの影響により健診自体ができない状況が続きまして、2割ほどの減額となっております。

24ページを御覧ください。次に、第2の重点事業でございます。

本会の事業は「中期経営計画」の3つの基本方針に基づき、重点事業を定め、実施いたしております。

1つ目の基本方針は1の「保険者事業運営の支援」でございます、(1)の医療費適正化の推進をはじめ3事業を実施いたしております。

特に、(2)の保健事業の推進のア、健診受診率・保健指導実施率10%アップに向けた支援では、KDBデータの活用、人材育成、人材派遣等の支援を行っております。人材育成では、国保担当者・保健指導担当者・栄養士それぞれに向けた研修を実施いたしております。人材派遣では、在宅保健師の会の皆さんに御協力をいただき、ノウハウ・経験を活かし、住民の方へ直接保健指導を実施いたしております。

25ページを御覧ください。2つの目の基本方針は、下段にあります、2の「新たなニーズ・課題への取り組み」でございます、3事業を実施いたしております。

(1)の国保制度改革への取り組みでは、市町村にて事業報告に使用しております、「国保事業報告等システム」の全市町村でのクラウド化について、システム構築を行い、運用を開始いたしております。

次に、26ページを御覧ください。

また、(2)の「番号制度関連事業への取り組み」では、オンライン資格確認等業務に必要な国保の方の資格情報について、市町村から提供を受け、システムに連携する業務を実施いたしております。

3つ目の基本方針は、下段にあります、3「健全で効率的な組織運営への取り組み」でござ

ざいまして、(1)のリスクマネジメントの強化など3事業を実施しております。

27 ページを御覧ください。

特に、(3)財政の透明性の確保と組織運営の効率化による経費削減では、本会「財政運営計画」に基づき、適正な予算執行に努め、収支均衡を図っております。

次に第3の「その他の事業」といたしまして、27 ページの中ほどから 46 ページまで重点事業以外の事業を基本方針ごとに記載しております。説明は省略させていただきますが、いずれの事業も適性かつ確実に実施いたしております。

続きまして、46 ページを御覧ください。

ページ中ほどにあります、4の「その他」でございますが、令和2年度は、福島県より新型コロナウイルス感染支援業務の委託を受け、医療機関・介護施設等に対し慰労金の給付及び支援金の支払業務等を実施いたしております。

なお、47 ページからは別添として、先ほど説明いたしました「診療報酬等審査支払の状況」の詳細を記載しております。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第2号、令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

ウ. 総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

引き続き、私から議案第2号について御説明いたします。

説明にあたりましては、議案書とは別にございます説明資料①にて御説明させていただきます。説明資料①を御準備いただき、1 ページをお開き願います。

1、令和2年度各会計歳入歳出決算でございます。

こちらのページは本会会計全体の総括表となっております。

令和2年度、本会全会計の歳入合計決算額は5,881億9,254万9,941円、歳出合計決算額は5,878億9,434万4,825円、前年度比は歳入歳出とも101.19%となっております。

前年度比で若干の増となっておりますが、理由につきましては、先ほど議案第1号の事業報告にて説明のとおり、医療費の受払が新型コロナの影響で減となる一方、新型コロナ関連の新規事業を受託したことにより、結果、若干の増となったところでございます。

ページの真ん中、表の1は各会計決算一覧でございます。令和2年度、本会には一般会計、特別会計併せまして10会計、特別会計には勘定が15ございます。

表の下を御覧願います。歳入歳出決算の状況について記載がございます。

決算額約5,880億円の99.5%は診療報酬等の受払いとなっております。

なお、残りの0.5%は、業務関連経費を経理する本会の実質予算でございます。額にして約30億円となっております。診療報酬等の受払いの状況と、業務関連経費の状況は後程分けて御説明させていただきます。

2 ページを御覧願います。2の令和2年度各会計当期収支差額でございます。本会全会計の当期収支差額はマイナス1,927万4,652円となっております。

表の2は、各会計当期収支差額一覧でございます。表の一番下、計の欄を御覧願います。

この当期収支差額とは、表のC欄に記載の各会計の「歳入歳出差引残額」2億9,484万7,058円から、その右D欄の「前年度繰越額」3億1,412万1,710円を差し引いたE欄となつてございまして、つまりはこの当期収支差額とは、令和2年度単年度の収入と支出の差を表したものとつてございまして。

その下、四角の枠囲い、当期収支差額の状況の記載がございまして。

○の一つ目、会計総額の当期収支差額は約2千万円のマイナス、つまり赤字となつてございまして。○の二つ目、本会の会計は、国の通知により「実費弁償方式」が導入されております。

令和2年度決算における実費弁償方式の確認結果、収支のマイナスが示す通り、剰余無し  
の判定となりまして、保険者等への返還金は発生いたしませんでした。

3ページを御覧願います。3、令和2年度各支払勘定前年度比較でございます。

こちらのページでは、本会が行う診療報酬等の受払いにかかる主な10の勘定について抜  
粋し、まとめて記載してございまして。

ページの上を御覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は5,685億4,744万3,817円、  
歳出合計決算額は5,685億3,109万2,394円、前年度比は共に98.69%となりました。

その下、表の3、表の4は各支払勘定の歳入歳出それぞれの一覧となつてございまして、ペ  
ージの下に各支払勘定の状況として2点記載をさせていただいております。

前年度比で減となっている主な理由といたしましては、○の1つ目に記載のとおり、新型  
コロナの影響となつております。

簡単ではございますが、以上が支払勘定の説明でございまして。

4ページを御覧願います。4の令和2年度業務運営主要会計当期収支差額でございます。

ここでは、保険者等からの負担金、手数料を財源とし、人件費・事務諸経費を經理する本  
会の業務運営主要7会計、会計全体の0.5%にあたる本会の実質予算の状況を御確認いた  
だきます。

主要7会計の当期収支差額は、マイナス2,156万9,664円となつてございまして。

表の5を御覧願います。業務運営主要会計当期収支差額一覧でございます。表の右上、項  
番1から一般会計、業務勘定国保、後期、介護、障害、特定健診、レセプト点検それぞれ7  
会計について記載してございまして。

表の一番下「計」の欄を御覧願います。左からAの歳入合計額、Bの歳出合計額は、会計  
全体の0.5%にあたります約30億円となつてございまして。AからBを差し引いたCの歳入歳出  
差引残額は約2億7千万円。そこからDの前年度繰越額、約2億9千万円を差し引きました  
当期収支差額が、表の右下、Eの欄に記載がございましてマイナス2,156万9,664円となつ  
てございまして。

ページの下に、業務運営主要会計の状況について記載がございまして。

3点、記載がございまして、○の2つ目を御覧願います。

令和2年度は本会が平成29年度から5か年で実施をいたします中期経営計画の4年目で

ございました。収支状況、繰越金、積立金の実績等を踏まえ、計画に基づき、負担金・手数料単価の引き上げ等をさせていただきまして、収支均衡を図っております。

なお、平成 29 年度の計画開始当初は約 1 億円のマイナスでしたので、徐々に収支均衡が図られているところでございました。

次に 5 ページをお開き願います。業務運営主要会計の概要（歳入）でございます。

表 6 では、前のページで御説明しました主要会計のうち歳入の状況を歳入科目ごとに記載しておりまして、表の右側に各会計の科目ごとの合計額、そして前年度比を記載しております。

また、表の下の枠囲いには、業務運営主要会計（歳入）の状況として 5 点、記載をさせていただいております。主な点 1 点について御説明いたします。

表 6 にお戻りいただきまして、項番 2 の手数料を御覧願います。

一番右の前年度比が 95.31% となっております。

本会の収入の 3 分の 2 を占める手数料収入が減じた理由といたしましては、ページ下、○の 2 つ目に記載がございます。

手数料につきましては、当年度より国保・後期の審査支払手数料単価を引き上げさせていただきましたが、診療報酬明細書の件数が減じたため、結果減となっております。

明細書件数減の主な理由は、新型コロナの影響となっております。

以上が歳入の状況でございます。

6 ページを御覧願います。歳出でございます。

表 7 では、歳入同様、歳出の詳細を歳出科目ごとに記載しておりまして、また、ページ下の枠囲いには、歳出の状況として 4 点、記載をしております。こちらも主な点 1 点を御説明いたします。

表 7 の項番 2 の人件費を御覧願います。一番右の前年度比が 95.32% となっております。

理由としましては、ページ下、○の 1 つ目に記載がございます。

人件費につきましては、正規職員数が 2 名減ったため、結果として減となりました。急の退職者 2 名が出たためございまして、コロナ関連の事業など業務が増える中、非正規職員の採用等に対応したところでございます。

以上が歳出の状況でございます。

7 ページを御覧願います。ここからは、中期経営計画、実施 4 年目の状況について御説明申し上げます。

7 の繰越金の状況でございます。ページの上、棒グラフを御覧願います。

令和元年度及び 2 年度の 2 か年分について、それぞれと計画と実績を比較したのとなっております。赤の点線で囲っておりますのが今回決算しました 2 年度実績でございまして、その隣、元年度計画と比較すると多くの額が繰り越せたことがわかります。棒グラフに色がついておりますが、これは各会計の内訳を表したものでございます。

グラフの下、表 8 は各会計の繰越金一覧となっております。表の右側の黄色の部分、令和 2 年度繰越金実績は合計で、表の右下 2 億 6,807 万 3 千円となりました。

表8の下に繰越金の状況について説明がございしますが、令和元年度実績と比較し、各会計において増減はあったものの、概ね計画通りの繰越金となったところでございます。

続きまして、8ページを御覧願います。8、積立金でございます。

ページの上、棒グラフは、前のページと同様、令和元年度と2年度、2か年分の比較でございます。グラフの下、表9の黄色の部分、2年度実績は13億323万1千円となりまして、その左側、2年度計画に対し6千万円ほど多く積立金を保有できました。

表9の下、積立金の状況の説明がございします。

内容としては、繰越金と同様、概ね計画通りの保有となったところでございます。

なお、本会で保有する積立金の多くは、システム更改経費など将来の支出が明らかな経費について事前に保有しておくものであり、いわゆる剰余金という性質のものではございませんことを申し添えさせていただきます。

ここまでが決算状況の御説明でございます。9ページを御覧願います。

令和3年3月31日現在の財産目録について御説明いたします。

財産目録は大きく資産と負債に分かれており、財産の内容毎にその使用目的、そして金額の記載がございします。表の左上を御覧願います。

まず、資産のうち流動資産についての記載でございます。内訳としては現金預金・未収金・未収診療報酬等などがございします。

続きまして、10ページを御覧願います。

表の左上、固定資産ですが、土地など基本財産、積立金など特定資産、建物などのその他固定資産がございまして、流動資産、固定資産合わせました資産合計は、10ページの表の右下、288億8,406万8,883円となっております。

11ページを御覧願います。続きまして負債でございます。

流動負債として、左上に未払金・未払診療報酬等・預り金、その下、固定負債として退職給付引当金・国保基金預託金預り金などがございします。流動負債・固定負債合わせました負債合計が表の右下から2番目に記載がございします。金額は269億7,112万884円。

そして、資産から負債を除きました本会の正味財産合計は表の右下19億1,294万7,999円となっております。

ここまでが財産状況の御説明でございます。

最後に左上に参考と記載のある別冊の資料を御準備願います。

本会の会計は、自治体会計と同じいわゆる単式会計でございますが、平成22年度から会計の更なる透明化を図るために複式簿記を導入いたしまして、その財務諸表を決算の参考資料として提出させていただいております。

参考資料については、数字の細かいものになっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。公認会計士の先生に御指導、御確認をいただきながら作成したものでございますので、よろしく御願い申し上げます。

以上、議案第1号及び議案第2号について御説明いたしました。御認定賜りますようよろしく御願いいたします。

エ. 議長が監事代表に監査結果の報告を求めた。

オ. 監事より以下の内容で報告があった。

監事をしております大玉村長の押山でございます。

監事を代表し御報告いたします。議案書の172ページから177ページの監査証を御覧ください。令和2年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について、監査を行いました。

結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。

カ. 議長が議案第1号及び議案第2号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第3号 令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について

議案第4号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について

A 業務勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

議案第5号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第6号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（介護）

議案第7号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第8号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第9号 令和3年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

ア. 議長が議案第3号から議案第9号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第3号から第9号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第3号から第9号の、令和3年度補正予算7議案について一括して御説明いたします。

議案とは別にございます別冊の説明資料②を御準備いただき、1ページをお開き願います。

今回の補正予算に共通する主な補正理由は、令和2年度決算確定に伴います繰越金の補正となっております。

それでは、議案第3号 令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。

1の補正内容の表を御覧願います。

表の左、歳入科目 繰越金にて1,549万円の増額補正を行います。

対しまして、表の右、歳出科目 予備費にて歳入同額の 1,549 万円の増額補正を行うものです。

表の下を御覧願います。補正後の総額は 3 億 9,919 万 8 千円となりました。

その下、2 として補正理由を記載してございます。

補正理由といたしましては、令和 2 年度決算確定に伴う繰越金の増となります。

以上が議案第 3 号の御説明となります。

2 ページをお開き願います。議案第 4 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）でございます。

この会計では 2 つの勘定にて補正を行います。

まず、A の業務勘定でございます。1 の補正内容としましては、歳入科目 繰越金、歳出科目 予備費にてそれぞれ同額の 2,757 万 4 千円の増といたします。

2 の補正理由としましては、令和 2 年度決算確定に伴います繰越金の増となります。

次に、C の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます。

1 の補正内容としましては、歳入科目 繰越金、歳出科目 諸支出金にてそれぞれ 335 万 9 千円の増といたします。

2 の補正理由としましては、「指定公費医療費」として、国が本会へ交付した令和 2 年度分「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の残額について、要綱上、令和 3 年度予算に繰り越した上、国に精算するためとなっております。

3 ページを御覧願います。ここからは補正内容が同じですので、説明は簡潔に行います。

議案第 5 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。A の業務勘定（後期高齢）におきまして、歳入歳出それぞれ 1,709 万円の減といたします。補正理由は、決算確定に伴う繰越金の減でございます。

4 ページをお開き願います。

議案第 6 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。A の業務勘定（介護）におきまして、歳入歳出それぞれ 1,018 万円の増といたします。補正理由は、決算確定に伴う繰越金の増でございます。

5 ページを御覧願います。

議案第 7 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。A の業務勘定（障害者総合支援）におきまして、歳入歳出それぞれ 10 万 9 千円の減といたします。補正理由は、決算確定に伴う繰越金の減でございます。

6 ページをお開き願います。

議案第 8 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。A の業務勘定（特定健診・特定保健指導）におきまして、歳入歳出それぞれ 48 万 6 千円の増といたします。補正理由は、決算確定に伴う繰越金の増でございます。

7 ページを御覧願います。

議案第 9 号 令和 3 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）ござい

ます。補正内容としまして、歳入歳出それぞれ 136 万 7 千円の増といたします。補正理由は、決算確定に伴う繰越金の増でございます。

以上、議案第 3 号から議案第 9 号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第 3 号から議案第 9 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### 議案第 10 号 役員の補欠選任について

ア．議長が議案第 10 号について事務局に説明を求めた。

イ．事務局長が議案第 10 号について次のとおり説明を行った。

議案第 10 号「役員の補欠選任について」御説明申し上げます。議案書 211 ページを御覧ください。

前役員の退任に伴い、欠員が生じたため、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条の規定に基づき、補欠役員を選任したいものであります。

選任する役員は、伊藤剛福島県保健福祉部長、県中地区部会から推薦いただきました村上昭正小野町長、会津地区部会から推薦いただきました大宅宗吉南会津町長でございます。役員の任期は、本日より令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、議案第 10 号「役員の補欠選任について」御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 10 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### その他 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請について

ア．その他の事項について事務局に説明を求めた。

イ．システム管理課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

会長の御挨拶にもございました、本会の基幹システムであります国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請について報告いたします。

議案書とは別にございます説明資料③及び左上にその他の記載がある資料を御準備願います。

まずは、説明資料③から御説明申し上げます。1 ページをお開きください。

国保総合システムの概要についてでございます。

国保総合システムは私ども国保連合会の中央組織である国保中央会が開発している全国標準システムであり、全国の国保連合会が採用しております。

ページ下にございます図のとおり、「審査支払系」と「保険者サービス系」の機能がございまして、一体的に膨大な情報を処理し、複雑化する制度改正等にも対応しております。

このシステムは、医療機関等からの診療報酬明細書の提出を受けまして、審査支払系の機能により請求支払処理を行います。

市町村や国保組合の皆様には、保険者サービス系の機能を御利用いただき、給付情報をもとに各種保険者業務を行っていただいております。

2 ページを御覧ください。

ここでは要請活動が必要となった経緯を説明させていただきます。

冒頭に記載しておりますとおり、通常、国保総合システムの開発等に係る経費は、市町村等保険者の皆様からの手数料により御負担をいただいております。

今般のようにシステムの更改、つまりは古くなった機器やソフトウェアなどは、保守サポートが受けられなくなるため、時代に沿ったシステムに作り直すというような場合には、基本的にはその御負担いただいている財源の範囲内で、より良いものにしていくということになります。

しかし、今般、以下に記載の経緯で財源が大幅に不足し、要請活動が必要となったため、去る7月16日開催の理事会におきましてお諮りし、承認を賜りまして要請を行ったところでございます。

経緯として1つ目でございますが、国保総合システムは、国保制度の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラとなっております。

令和6年3月に機器の保守期限を迎えるため、システム更改に向け減価償却引当資産等の積み立てを行っております。

2つ目です。こうした中、システムのあり方については、政府の規制改革実施計画等によりまして、社会保険診療報酬支払基金、こちらは被用者保険のレセプトを審査支払する機関となりますが、こちらの審査支払システムとの共有化・整合性の確保が求められており、システム改修等に係る大幅な見直しが発生しております。

3つ目です。このことによりまして、国の意向を踏まえたシステム開発を実現するにあたり、国保中央会の試算では既存の積み立てを大幅に上回る見込みであり、市町村等保険者の皆様に追加的な財政負担をお願いしなければならない状況になっております。

以上のことから、追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において十分な財政措置を求めるものでございます。

これまでも、全国の国保連合会と国保中央会では、いくつもの大規模なシステムの更改を経験しておりますが、今回のような取り組みが必要となったのは初めてのことでございます。

それでは、左上に「その他」と記載された提出資料に移らせていただきます。1ページをお開きください。こちらが提出した要請書でございます。この要請書により本県選出国会議員に対し、昨日までに要請を行って参りました。

2ページを御覧ください。

繰り返しになりますが、要請事項を読み上げさせていただきます。

「規制改革実施計画等を踏まえた国保総合システムの次期更改に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国による十分な財政支援を講じるよう格別の御配慮をお願いいたします。」

以下、「要請理由」につきましては、先ほど説明資料で申し上げたとおりでございます。

3ページを御覧ください。

こちら、参考としまして要請先の一覧をお付けしておりますので、御確認をお願い申し上げます。

なお、要請活動の取り組みについて補足させていただきます。

全国の国保連合会と国保中央会が一体となってこのような取り組みを実施することはもちろんでございますが、国庫補助獲得をより確実にするため、6月末までに地方6団体等に対し、国庫補助獲得運動について協力の依頼を行っております。

全国のこうした動きをもとに、地方6団体等の全国組織の主要会議におきましても、本要

請事項が取り上げられ、「令和4年度予算 概算要求」に向けた取り組みが行われているところです。

また、秋以降の予算編成に向けましては、状況の変化等を踏まえまして、必要に応じてお知らせして参りたいと存じます。

以上、御報告を申し上げます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ウ. 議長がその他の事項について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、説明のとおり了承された。

エ. 議長が最後に質問、意見等がないか発言を求めた。

オ. 発言はなかったため、審議を終了した。

(7) 議長降壇

議長が本日の総会に附議された議案の審議はすべて終了した旨述べ、議事運営の協力を謝意を表して降壇した。

(8) 閉会（午後2時30分）

前後副会長（猪苗代町長）が議案審議に対する協力を謝意を表し、次のとおり閉会のことばを述べた。

御提出いたしました議案について、原案のとおり承認いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会といたします。ありがとうございました。

令和3年7月30日（金）福島市杉妻町3番45号 杉妻会館で開催された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和3年9月6日

議事録署名人

藤 原 一 二

印